

平成29年度受診の流れ(被扶養者・任意継続者用)

被扶養者・任意継続の方については、下記の「健診種類一覧」を参考に健診を受診いただきますようお願いいたします。P3~5に掲載されている契約健診機関であれば、健診メニューを自由に選択していただくことができ、費用

特定健診・特定保健指導対象者

40歳以上75歳未満
(年度途中で75歳に達する人を含む)

次の方は、今年度の特定健診・特定保健指導対象者ではありません。

- ①平成30年3月までに被保険者資格を喪失される方
- ②妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者(刑務所入所中、海外在住、長期入院、介護施設、有料老人ホーム等告示で規定)

も健診機関窓口で自己負担額をお支払いいただくだけなのでおすすめです。お近くに契約健診機関のない場合は、補助金支払い制度もありますので、年度内に1回は健診を受けていただきますようお願いいたします。

